

## 第6回教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年6月19日(水) 開 会：14時30分  
閉 会：15時15分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地  
周南市役所 2F共用会議室G
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長  
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長、鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策担当係長、教育政策課主査
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第15号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
3	議案第16号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について
4	議案第17号 周南市文化財審議会委員の委嘱について
5	議案第18号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
6	議案第19号 周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例制定について
7	議案第20号 和解することについて

- 8 委員会協議会 (1) 7月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 保護ツルに関する報告 (報告者：生涯学習課)
- (3) 第11回東ソーグループ夏休み子ども劇場 (報告者：生涯学習課)
- (4) 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱 (報告者：人権教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

## 教育長

ただ今から、「令和元年第6回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、池永委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

2	議案第15号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	---

## 教育長

続いて日程第2、議案15号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

議案第15号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の議案について御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関し、必要な事項を定めております。

2ページをご覧ください。この度、国の「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」において、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資するために、10月から改定予定となっております消費税等を加味した補助単価の改定と、新入学児童生徒学用品費等を増額する改正が行われました。

これにより、学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等などの費目について補助単価の変更が行われております。これら、国の交付要綱改正に伴い、本市就学援助におきましても、その改正の趣旨にのっとった援助が行えるよう、支給単価の改定の改正を行うものです。

この改定に伴う予算につきましては、議案第18号の「令和元年度周南市一般会計補正予算要求について」において、今回支給単価の変更を行う費目について増額する経費を、小学校就学援助費438万8千円、中学校就学援助費489万1千円を補正するよう、計上させていただいております。

なお、本規則の改正は、本議会後、速やかに公布することとしております。

以上でございます。

## 教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号を決定いたします。

3	議案第16号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について
---	---------------------------------

## 教育長

続いて日程第3、議案第16号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### 生涯学習課課長

議案第16号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」御説明いたします。議案書は、5ページ及び6ページを御覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

今回の委嘱は、本年6月30日をもって委員の任期が満了となることから行うもので、委嘱期間は、本年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となっております。以上で、説明を終わります。

#### 教育長

何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第16号を決定いたします。

4	議案第17号 周南市文化財審議会委員の委嘱について
---	---------------------------

#### 教育長

続いて日程第4、議案第17号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

引き続き、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### 生涯学習課課長

議案第17号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」説明いたします。議案書は、7ページ及び8ページを御覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

今回の委嘱は、本年6月30日をもって委員の任期が満了となることから行うもので、委嘱期間は、本年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となっております。以上で、説明を終わります。

#### 教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第17号を決定いたします。

5	議案第18号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

#### 教育長

続いて日程第5、議案第18号「令和元年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件については、各課から説明をお願いいたします。

まず、教育政策課から説明をお願いいたします。

#### 教育政策課長

それでは、議案第18号「令和元年度周南市一般会計補正予算要求について」御説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。議案書は、11ページから17ページを御覧ください。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算として、938万7千円、歳出予算として2千194万3千円をそれぞれ増額するとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正について市長に意見を申し出るものでございます。

なお、議案書11ページ以降の事項別明細書右端の欄に所属課を表記しており、事業に係る補正予算の詳細につきましては各課より御説明いたします。

まず、教育政策課所管事務に係る補正予算でございます。13ページをお願いします。

歳出予算でございます。「教育費」「中学校費」「中学校建設費」の中学校改修事業費の委託料の998万8千円でございます。現在、国においては、平成30年度からの3か年事業「国土強靱化関連事業」として、学校施設の耐震化をはじめ防災機能強化としての外壁改修、トイレ改修などの工事に対して積極的な予算措置を進めており、このたび、4月26日付けにて本市が計画しております岐陽中学校トイレ改修事業の内定通知を受けましたことから、本工事を実施するための設計に係る委託料を計上するものでございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。11ページにお戻りください。

「市債」「市債」「教育債」「中学校債」の740万円は、先程御説明いたしました岐陽中学校トイレ改修工事に係る実施設計業務に要する経費に充当するものでございます。

これに伴いまして、17ページに示したのとおり、地方債補正としまして、中学校施設整備事業の限度額を、1千230万円から1千970万円に増額変更しております。

次に、「債務負担行為補正」小学校普通教室空調設備整備・維持管理事業（PFI事業）について御説明いたします。議案書は15ページと16ページをお願いします。

これは、本事業を進めるために必要な、設計、施工、工事監理に要する経費と13年間の維持管理に要する経費の積算が完了したことに伴い、その限度額を「10億7千985万2千円に、金利変動、物価変動等に伴う増減額を加算し、消費税及び地方消費税を加算した額」とし、設定期間を令和元年度から令和15年度までとする債務負担行為を設定するものでございます。

恐れ入りますが、お手元に配布させていただいております資料の1ページを御覧ください。

小学校普通教室空調設備整備でございますが、児童の日々の学校生活への影響を最小限に留めることを最優先に、夏季休業中を最大限活用して、既に設置済の鼓南小、八代小を除く25の小学校の全普通教室359教室に可能な限り早期に、かつ一括して整備することを基本方針とし、令和2年10月の本格稼働に向け、鋭意、事業を進めているところでございます。

事業内容は、議案書に示したのとおり設計業務をはじめとした4業務としております。

また、事業期間でございますが、設計、施工、工事監理に係る業務は、令和2年3月から8月末まで、9月中を試運転と所有権移転手続期間とし、10月から本格稼働、令和15年9月末までの13年間を維持管理期間としております。

2ページをお願いします。

これまでの経緯でございますが、平成30年度より、本事業の整備手法の検討を進め、昨年1

2月市議会定例会におきましては、本事業実施に係る整備手法のひとつであります、PFI方式による事業実施の可能性に係る調査などの経費に係る予算をご承認いただき、速やかに業務発注し、VFMの算定や事業者の意向を確認するための市場調査などを実施いたしました。その結果、VFMに関しては、率にして2.4%、額で申しますと約2千439万円の財政負担の縮減効果が見込まれること、また、事業者の意向調査を実施した結果、一定の参入意欲の確認ができたことから、本事業はPFI方式において実施することが最適であると判断したところであり、5月20日には、本事業に係る実施方針及び要求水準書（案）を公表するとともに、事業者説明会と第1回目の現地見学会を開催いたしました。

それでは、このたびの債務負担行為補正の限度額について、具体的に御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。PFI事業による事業費の算定につきましては、従来方式において事業を実施した場合に要する施設整備費と維持管理経費を基に、PFI事業で実施した場合に見込まれるスケールメリットを考慮した上での施設整備費や維持管理経費を算定するとともに、PFI事業独自に要する経費を加算し算定いたしております。

具体的な内訳でございますが、表中、網掛けをしている箇所になりますが、まず、施設整備に要する経費を8億8千645万円、次に、13年間の維持管理経費を1億2千125万4千円、そして、PFI事業独自に要する経費として、SPC（特別目的会社）の設立時に必要な資本金をはじめ、13年間、同会社を運営していくために必要な事務費など、計7千214万8千円を見込み、それぞれを合計した額である10億7千985万2千円を限度額として計上しております。

また、限度額の欄に「金利変動、物価変動等に伴う増減額を加算し、消費税及び地方消費税を加算した額」と記しておりますが、これは、整備完了後13年間という長きにわたり、設備を維持管理することとしておりますことから、参入を予定される事業者の将来に向けた不安を払しょくするため、今後の急激な社会情勢の変化等に対応すべきと判断したこと。また、将来における消費税の改正を見据え、こうした文言での表記とさせていただきます。

次に、事業者の選定についてでございますが、入札方法は「総合評価一般競争入札」とし、学識経験者等で構成する選定委員会において、入札書類等の審査を行い、同委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定することとしております。

4ページを御覧ください。

最後に今後のスケジュールでございますが、このたびの補正予算をご承認いただけましたら、速やかに入札公告の事務手続きを進め、先程御説明いたしました事業者の選定につきましては、11月下旬を予定しており、年内には基本協定を締結することとしております。

また、年明けの1月下旬に本事業に係る仮契約の締結後、本契約締結に係る議案を市議会定例会にお諮りし、ご承認いただいた後、速やかに設計業務に取りかかり令和2年9月を目途に整備を完了することとしております。

以上で説明を終わります。

## 教育長

続いて、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

学校教育課の所管事務に係る歳出予算の補正について御説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

まず、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の「子供農山漁村交流推進モデル事業費」、73万2千円の補正でございます。

こちらは、国の委託を受けて行う地方の自然について学び、生命や自然を尊重し人と人のつながりの大切さを認識し、理解を深める事業、「都市・農村漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業」において、総合的な学習の時間で「ツルの保護活動」を行っている八代小学校と、愛媛県西予市の石城小学校の間で、今回、八代小学校が西予市を訪問し、お互いの学習成果を発表するなどの交流学习を行うための経費でございます。

下段でございます「我が国の伝統や文化に関する教育充実事業費」、40万1千円の補正は、山口県が行う「我が国の伝統や文化に関する教育の充実に係る調査研究事業」について、和田小学校・和田中学校が行っている三作神楽の伝承活動を通じて、県内の全ての学校における伝統や文化に関する教育の一層の充実に資するための経費です。

続いて、13ページ、「教育費」「小学校費」「小学校教育振興費」「小学校就学援助費」、438万8千円の補正でございます。先ほど、議案第15号で御審議いただきました就学援助費について、学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等の費目について支給単価の増額の改正を行うこととなりますことから、補正するものです。

下段、「小学校特別支援教育就学援助費」、7万6千円の補正は、就学援助費と同様に、国の「特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」において、10月から改定予定となっております消費税等を加味した補助単価の改定がおこなわれ、就学旅行費や学用品購入費の国庫補助対象限度額等が増額となりましたことから、本市も同様に改正を行い、特別支援教育奨励費の増額を行うものです。

その下段、「教育費」「中学校費」「中学校教育振興費」「中学校就学援助費」489万1千円、「中学校特別支援教育就学援助費」、4万2千円の補正につきましては、ただ今、小学校振興費で説明させていただきました就学援助費及び特別支援教育奨励費についての同様の補正でございます。

続きまして、14ページ「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」「児童・生徒・教職員健康管理費」、142万5千円につきましては、このあとの議案第20号「和解することについて」で、御審議いただきますが、市内中学校で、部活動中に起きた事故に関する損害賠償に係る解決金をお支払するための予算でございます。

次に、歳入予算に係る補正でございます。恐れ入りますが、11ページにお戻りください。

「使用料及び手数料」「使用料」「教育使用料」「小学校使用料」4千円、「中学校使用料」1千円につきましては、本年10月に予定されております消費税の改正に伴う増額でございます。

「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「小学校費補助金」3万円、中学校費補助金2万3千円は、先ほど説明させていただきました特別支援教育就学奨励費、就学援助費に伴う国からの補助金でございます。

「国庫支出金」「委託金」「教育費委託金」は、「子供農山漁村交流推進モデル事業費」に伴う、国からの委託金でございます。

その下の、「県支出金」「委託金」「教育費委託金」は、「我が国の伝統や文化に関する教育充実事業費」に伴う、県からの委託金でございます。

「諸収入」「雑入」「雑入」学校災害賠償補償保険金として、158万7千円は、先ほど、歳出で説明させていただきました、児童・生徒・教職員健康管理費の弁護委託料及び賠償金に充当される保険金でございます。

以上で説明を終わります。

**教育長**

続いて、生涯学習課から説明をお願いいたします。

**生涯学習課長**

生涯学習課が所管するものについて、御説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。歳入の上段でございます、「使用料及び手数料」「使用料」「教育使用料」「社会教育使用料」につきまして、「鶴いこいの里使用料」4千円、「大田原自然の家使用料」3千円、「学び・交流プラザ使用料」8万7千円、合計、9万4千円の増額補正を行うものです。これは、本年10月に予定されております消費税の改正に伴うものです。

以上で、説明を終わります。

**教育長**

この件について、何か質問がございませんか。

**池永委員**

小学校普通教室空調設備整備・維持管理事業の事業者を決めるための選定委員会は、何名の委員を予定しておられますか。

**教育政策課長**

外部の学識経験者2名と市内部5名の計7名を考えております。

**教育長**

その他はいかがでしょうか。

**片山委員**

13ページの「小学校就学援助費」と「中学校就学援助費」の修学旅行費の該当者の人数や比率はどのくらいになるのでしょうか。

**学校教育課**

資料を持ち合わせていないため、後ほど、御説明させていただきます。

**教育長**

よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号を決定いたします。

6	議案第19号 周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例制定について
---	-------------------------------------

**教育長**

続いて日程第6、報告第19号「周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課と生涯学習課が関係いたしますが、改正の趣旨が同じであることから、学校教育課が代表して提案説明をいたします。

なお、質問は各課が対応いたします。それでは、学校教育課から説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

議案書18ページ、議案第19号「周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例制定について」につきまして御説明いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号に基づくものでございます。

20ページから25ページを御覧ください。周南市学校施設使用条例、周南市鶴いこいの里条例、周南市大田原自然の家条例及び周南市学び・交流プラザ条例には、それぞれの施設について、管理や施設の使用料等について定めてございます。このたび、消費税及び地方消費税の税率が本年10月1日に8%から10%に引き上げられることから、これらの施設の使用料等を改定するものです。なお、具体的な施設の区分ごとの金額につきましては、新旧対照表を26ページから34ページに掲載しておりますので御覧ください。以上で説明を終わります。

#### 教育長

この件について、何か質問がございませんか。

#### 片山委員

料金等の改定について、本年の10月から消費税があがることを前提とした説明をいただきましたが、リーマンショック級の事態にはならないと思いますが、万が一、増税されない場合はどうなるのでしょうか。

#### 教育部長

消費税を改正する法律は成立し、施行日は10月1日と規定されております。法律に基づき事務を進めておりますが、万が一、法が改正され、増税が見送りということとなれば、適切な対応をしていかなければならないと考えております。しかしながら、現在、そのような事態を想定し、準備しているようなことはありません。

#### 教育長

この件について、何か質問がございませんか。

#### 池永委員

屋内運動場の使用料の改正についての意見なのですが、小学校としての夜間の屋内運動場の使用は少ないことから、水銀灯の使用頻度は低いと思います。多いのは夜間に外部から来られる方が使用される場合です。そのあたりはいかがでしょうか。

#### 教育部長

固定照明の使用料のうち、夜間の学校施設の開放はスポーツ振興という意味合いで市長部局の文化スポーツ課が所管しております。本日は理事者として出席しておりませんので、委員の意見がどのように反映されているか確認したいと思います。

#### 池永委員

現在、屋内運動場の水銀灯を交換、修繕する場合は、照明が下りてくるようになっているのでしょうか。それとも足場を組まないといけないのでしょうか。

#### 教育長

足場が必要な学校もあれば、下りてくる学校もあります。また、水銀灯ではなく、LED照明の学校もあります。

#### 池永委員

照明の交換、修繕が必要な場合、教育委員会と文化スポーツ課のどちらが対応されるのですか。

#### 教育部長

使用料に関しては文化スポーツ課ですが、施設改修は、設置者の責任として学校教育課の対応となります。ただし、大きな設備の改修が必要な場合は教育政策課が担当いたします。



照明の交換に足場を組む必要がある場合は、費用が多くなることから、照明1つではすぐに対応できない場合もあり、2つや3つ交換が必要となってから対応している状況です。

## 大野委員

屋内運動場はスポーツ少年団や生涯スポーツとして使う団体が多いと思います。1時間あたりの使用料が上がると年間の負担は大きくなり、その結果として、活動している団体が解散することを検討するという話も聞きます。今後の改修で、負担を少なくするような検討をしてもらえたらと思います。

## 教育長

現在、照明のLED化を進めております。LED照明は交換頻度が低くなるとともに、消費電力も低くなります。LED化を進めることで、これまでのような費用はかからなくなってくると思います。

その他は、よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号を決定いたします。

7	議案第20号 和解することについて
---	-------------------

## 教育長

続いて日程第7、報告第20号「和解することについて」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

議案書35ページ、議案第20号「和解することについて」の議案について御説明いたします。なお、議案説明に先立ちまして今回の議案は、市議会におかれましても「周南市個人情報保護条例」第3条の規定に基づき、個人情報保護の配慮が行われる予定です。委員の皆様におかれましても、個人情報保護の観点から、ご理解をいただきますようお願いいたします。

さて、本件は、平成28年6月10日、午後5時53分、市内中学校の屋外運動場において、部活動中に生徒が、整地用ローラーを使用した際に転倒し、負傷する事故が発生いたしました。事故後、負傷生徒は治療を終えましたことから、親権者及び親権者の代理人と協議を重ね、令和元年5月31日に、「周南市は相手方に対し、本件事故により、精神的苦痛を含む多大な迷惑をかけたことを深く謝罪し、二度と同様な事故が発生しないよう最大限の努力をすることを誓約する」「周南市は相手方に対し、本件事故の解決金として、金115万円を支払う」「相手方は、その余の請求を放棄する」「相手方及び周南市は、本件事故について本和解条項に定めるほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する」これらの和解条項で和解することで合意にいたしました。

なお、この解決金につきましては、本市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されることとなっております。

この度の事故に関しましては、部活動中に発生したものであり、今後このような事故が二度と起こることのないよう、学校での安全管理の徹底を図り、今後も事故の再発防止に向けた対策を確実に実施してまいります。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

## 教育長

現在の整地用ローラーの取扱いはどのようになっていますか。

## 学校教育課長

生徒だけで整地用ローラーを使用することは取りやめております。また、ローラーを設置している箇所に施錠しており、教員の指導の下に使用することとしております。

**教育長**

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。  
それでは、議案第20号を決定いたします。

その他に何かございますか。よろしいですか。  
以上をもちまして、「令和元年第6回教育委員会定例会」を終了いたします。

**署名委員**

池永 博 委員 \_\_\_\_\_

片山 研治 委員 \_\_\_\_\_